人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）等の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―八―七二

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）等の一部を改正する人事院規則

（人事院規則九―八の一部改正）

第一条　人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の医療職俸給表㈢昇格時号俸対応表中

74	80
75	80
76	87
77	87
78	88
78	
79	
79	
80	
80	

を

81	87
81	87
81	88
82	
82	
82	
83	
83	
84	
84	
84	
85	
85	
85	
86	
86	
86	
87	
87	
87	

を

73	82
74	83
74	83
75	83
75	83
76	84
76	84
77	84
78	85
79	85
80	85
81	85
81	86
81	86
81	86
81	86
82	87
82	87
82	

に改める。

別表第七の二の医療職俸給表㈢降格時号俸対応表中

93	113
94	116
95	120
96	124
98	128
100	
102	
104	
107	
110	

を

94	113
96	116
98	120
100	123
101	126
102	129
103	
104	
108	
112	
116	
120	

に改める。

（人事院規則九―八―六八の一部改正）

第二条　人事院規則九―八―六八（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「附則第三項第三号」を「附則第三項第三号イ」に、「基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」とあるのは「受けていた」を「ロ及びハにおいて「降格後相当区分仮定額」という。）」とあるのは「受けていた」に、「基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該合計額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」を「以下「合計相当額」という。」に、「）を減じた額（次号において「仮定額」という。）」を「。以下「差額相当額」という。）を減じた額」に、「同項第四号中「同日」を「同号ロ及びハ中「降格後相当区分仮定額」とあるのは「合計相当額」と、「得た額」とあるのは「得た額から差額相当額を減じた額に旧区分に応じた支給割合を乗じて得た額」と、同項第四号イ中「施行日の前日」に、「基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」とあるのは「仮定額」を「ロ及びハにおいて「降格後下位区分仮定額」という。）」とあるのは「合計相当額から差額相当額を減じた額」に改め、「低い区分に応じた支給割合を乗じて得た額」と「同号ロ及びハ中「降格後下位区分仮定額」とあるのは「得た額から差額相当額を減じた額に旧区分より低い区分に応じた支給割合を乗じて得た額」と」を加え、「いた俸給の特別調整額に百分の九十九・七六」を「いた俸給の特別調整額に百分の九十九・五九」に、「なる俸給の特別調整額に百分の九十九・七六」を「なる俸給の特別調整額に百分の九十九・五九」に、「俸給の特別調整額に百分の九十九・七六」を「俸給の特別調整額に百分の九十九・五九」に、「合計額に百分の九十九・七六」を「合計額に百分の九十九・五九」に、「合計額に百分の九十九・五九」に改める。

附則第五条中「附則第三項第一号中「いた俸給の特別調整額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）の施行の日（以下「基準日」という。）において同法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあっては、当該俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」とあるのは「いた」を「附則第三項第一号イ中「俸給の特別調整額」とあるのは「」に、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）の施行の日において同法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員である者にあっては、当該合計額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」を「以下「合計相当額」という。」に、「）を減じた額（次号において「仮定額」という。）」を「。以下「差額相当額」という。）を減じた額」に、「同項第二号中「同日」を「同号ロ及びハ中「施行日の前日にその者が受けていた俸給の特別調整額」とあるのは「合計相当額」と、「得た額」とあるのは「得た額から差額相当額を減じた額に旧区分に応じた支給割合を乗じて得た額」と、同項第二号イ中「施行日の前日」に、「基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」を「ロ及びハにおいて「下位区分仮定額」という。」に、「仮定額に」を「合計相当額から差額相当額を減じた額に」に改め、「低い区分に応じた支給割合を乗じて得た額」と」の下に「、同号ロ及びハ中「下位区分仮定額」とあるのは「合計相当額」と、「得た額」とあるのは「得た額から差額相当額を減じた額に当該旧区分より低い区分に応じた支給割合を乗じて得た額」と」を加え、「いた俸給の特別調整額に百分の九十九・七六」を「いた俸給の特別調整額に百分の九十九・五九」に、「なる俸給の特別調整額に百分の九十九・七六」を「なる俸給の特別調整額に百分の九十九・五九」に、「俸給の特別調整額に百分の九十九・七六」を「俸給の特別調整額に百分の九十九・五九」に、「合計額に百分の九十九・七六」を「合計額に百分の九十九・五九」に改める。

（人事院規則九―八―七〇の一部改正）

第三条　人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）等の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「（以下「施行日」という。）」を削り、附則第三項の前の見出し及び同項を削り、附則第四項中「同年四月一日」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）の施行の日（以下「施行日」という。）」に、「同日」を「平成二十一年四月一日」に、「であって施行日以降に降格又は降号をした職員の規則九―一七―一〇九（人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）」に改め、「、前項」を削り、同項を附則第三項とし、同項に見出しとして「（人事院規則九―八―六八の一部改正に伴う経過措置）」を付する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

（人事院規則九―八の一部改正に伴う経過措置）

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十三年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。